

令和6年度鳥取県人権文化センター人権学習資料（ポスター）のデザインについて

次の1～6を踏まえて作成すること。

- 1 業務の内容を正しく理解し、デザインに反映していること。
- 2 日常的によくあるシチュエーションを通して、エイジズム（年齢に基づいたステレオタイプや偏見、差別）への気づきを促せるようなデザインであること。
- 3 写真、イラストは問わないが、必ず人物を登場させ、男女比に配慮すること。また、特定の場所や人物を連想させないこと。
- 4 洗練された、スタイリッシュなデザインであること。
- 5 多様な色覚に配慮した配色やデザインとすること。
- 6 1種類のみを掲示しても、3種類全てを並べて掲示しても違和感のないデザインであること。